

1. 趣旨

障がい者スポーツの普及・振興及び競技力の向上を図り、以って障がい者の自立と社会参加を促すことにより、活力ある共生社会の創造に寄与することを目的といたします。

2. 2024年度の助成対象

- (1) トップを目指す障がい者スポーツ選手で、JSC（独立行政法人日本スポーツ振興センター）およびJPSA（公益財団法人日本パラスポーツ協会）からの助成を受けていない選手
- (2) 将来のトップ選手の育成を目的とした活動を推進する団体及び障がい者スポーツの普及を目的とした大会運営に関わる団体

3. 団体の定義

- (1) 障がい者スポーツの振興を主たる目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、およびスポーツ競技団体、研究機関（非営利型法人・団体に限る）
- (2) 上記以外の団体であって、以下の要件を備える団体（特定非営利活動法人等）
 - ア. 定款に類する規約等を有していること
 - イ. 団体の意志を決定し執行する組織が確立されていること
 - ウ. 自ら経理し監査する等会計組織を有していること
 - エ. 団体活動の拠点として事務所を有していること

4. 審査と結果通知

当財団の選考委員会で審査のうえ、理事会の承認により決定いたします。
結果については、可否に関わらず申請者にメールにて通知を行います。

5. 助成金の辞退

交付の決定を受けたものは、理事会が認める場合を除き、助成金の辞退をすることはできません。

6. 助成金の決定の取消、中止、および返還

助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本財団は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めます。

- (1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき
- (2) 助成金を支給目的に沿わない用途において使用したとき
- (3) 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき
- (4) 疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき。
- (5) 助成対象者として適当でない事実があったとき。

(6)前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき

7. 助成金の経理

助成金を受けた個人あるいは団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収支を記録し、その支出内容を証する書類を整備しておいてください。

8. その他

- (1) 助成対象に決定した場合、当財団関連の印刷物・ホームページ等で個人名、団体名、事業名、写真等をあらかじめ同意を得たうえで公表する場合があります。
- (2) 申請書類上の個人情報や助成金審査及び審査結果の連絡、助成対象期間中の事務連絡、財団主催行事案内のために使用し、その他の目的に使用されることはありません。
- (3) 申請に際し、ホームページに掲載の「よくあるご質問」もご参照ください。

① トップを目指す障がい者スポーツ選手への助成

将来を有望視される障がい者スポーツ選手に対して、更なる成長のための活動資金として助成金を給付します。

目的	世界を目指す次世代の障がい者アスリート支援
対象者	障がい者スポーツ競技者（個人競技）を対象とします。
助成条件	助成期間において、以下の項目を満たしていることが必要です。 <ul style="list-style-type: none">■ JSC（独立行政法人日本スポーツ振興センター）および JPSA（公益財団法人日本パラスポーツ協会）から助成を受けていないこと■ 学校・企業・クラブ・各競技協会、連盟等所属する団体の推薦を受けていること■ プロ契約選手（競技を通して金銭を授受している方）は対象外■ 日本国籍を有する者、または日本への永住が許可されている者であること（競技活動の拠点地は問わない）■ 連続4回助成された方は対象外（左記の方は、その翌年および翌々年の2年間はお応募をお控えください。2024年度助成事業より助成回数制限を設けています。）
対象となる経費	原則として、競技の能力を向上させるために必要な全ての活動にかかる費用が対象となります。主に、大会遠征費、講習会参加費、旅費・宿泊費、介助者1名分の派遣費用、競技用具・備品購入費、消耗品費、施設利用費等です。※対象外経費はP.5で例示します。
助成対象期間	2024年4月1日～2025年3月31日
選考基準（一例）	<ul style="list-style-type: none">■ 全国や地域規模の大会で優秀な成績を収めていること■ 出願理由が明確であり、将来性が期待されること
交付金額	助成金額は、1人当たり50万円を上限とします。
申請手続（提出書類）	HP専用フォーム https://www.goldwin-zaidan.or.jp/grant/ から必要事項を登録ください。以下の書類は同ページ指定画面よりアップロードにて提出してください。 (1) 身上書 (2) 所属団体推薦書

	<p>・推薦書に記載する推薦者は、親族以外の第三者にお願いください。難しい場合は、申請前に事務局までご相談ください。</p> <p>※必須書類に不足や不備があった場合、申請が無効となりますのでご注意ください。</p>
申請受付期間	2023年11月1日～2023年12月10日
交付決定	<p>2024年3月8日（予定）</p> <p>当財団の選考委員会及び理事会にて助成金交付対象者（以下対象者とする。）を選考承認した後、対象者に対し、助成金交付請求書をメールします。対象者から助成金交付請求書を指定期日までに返信いただき、受給の意思を最終確認した上で助成金支給者が確定いたします。</p>
完了時提出書類	<p>受給者は、助成期間終了後2ヵ月以内（2025年5月末日）に、以下の書類・情報等を当財団専用ページ（URL 後日配信）に登録・報告してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 助成活動完了報告書（指定書式） ■ 助成金額を充当した全ての経費の領収書コピー （ただし、領収書を受領できないものは、使用内容・金額がわかるものであれば可とする。領収書の宛名には、本人・保護者・帯同コーチ・トレーナー・介助者等使用者名を記載したものを取得すること。） ■ 助成者本人が写っている活動時の写真

② 障がい者スポーツ競技団体への助成

障がい者スポーツの普及・振興及び競技力の向上を図るため、障がい者スポーツの普及を目的とした大会運営に関わる団体に対して、活動資金を給付します。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の障がい者スポーツトップ選手育成を目的とした活動を推進する助成 ・障がい者スポーツ普及を目的とした大会運営に関わる助成
対象者	障がい者スポーツ競技団体を対象とします。（1団体1申請）
対象となる事業費	原則として、助成の対象となる活動に必要な全ての経費が対象となります。主に、大会運営に関わる人件費、関連製作費、用具・備品購入費、講習会費等です。※対象外経費はP.5で例示します。
助成対象期間	2024年4月1日～2025年3月31日
選考基準（一例）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該助成の趣旨及び目的の達成が見込まれること ■ 障がい者スポーツの普及・促進に寄与すること ■ 共生社会の実現に寄与すること
交付金額	助成金額は、1団体あたり200万円を上限とします。
申請手続 （提出書類）	<p>HP専用フォーム https://www.goldwin-zaidan.or.jp/grant/ から必要事項を登録ください。以下の書類は同ページ指定画面よりアップロードにて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）履歴事項全部証明書の写しまたは定款・規約 （2）申請団体の前年度決算報告書

	<p>※新規設立の場合は、事業計画書</p> <p>※参考資料・パンフレットの添付は可能（任意）</p> <p>各自で A4:5 ページ程度にまとめてください。</p> <p>※必須書類に不足や不備があった場合、申請が無効となりますのでご注意ください。</p>
申請受付期間	2023 年 11 月 1 日～2023 年 12 月 10 日
交付決定	<p>2024 年 3 月 8 日（予定）</p> <p>当財団の選考委員会及び理事会にて助成金交付対象団体（以下対象団体とする。）を選考承認した後、対象団体に対し、助成金交付請求書をメールします。対象団体から助成金交付請求書を指定期日までに返信いただき、受給の意思を最終確認した上で助成金支給団体が確定いたします。</p>
完了時提出書類	<p>受給団体は、助成期間終了後 2 ヶ月以内（2025 年 5 月末日）に、以下の書類・情報等を当財団専用ページ（URL 後日配信）に登録・報告してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 助成活動完了報告書（指定書式） ■ 助成金額を充当した全ての経費の見積書、請求書、領収書コピー（ただし、領収書を受領できないものは、使用内容・金額がわかるものであれば可とする。領収書の宛名には、団体名もしくは団体職員名を記載したものを取得すること。） ■ 大会開催要項・プログラム・ポスター等の制作物 ■ 開催時の写真 ■ 参加者名簿 ■ その他活動状況を示す書類（任意）

① トップを目指す障がい者スポーツ選手への助成について (個人)

- ・ 飲食などの生活費。
ただし、宿泊費とセットになっている食事代に関しては計上可能とする。
- ・ その他、社会通念上助成金の使途として相応しくないもの
- ・ 振込手数料、代引手数料

② 障がい者スポーツ競技団体への助成について (団体)

- ・ 協賛金的な性格を有するもの
- ・ 申請競技団体が主催する大会において、出場する選手の交通費 (但し、運営スタッフ分は除く)
- ・ 飲食などの生活費。
ただし、大会運営スタッフ等に対する飲料・弁当代、および宿泊費とセットになっている食事代に関しては計上可能とします。
- ・ その他、社会通念上助成金の使途として相応しくないもの
- ・ 振込手数料、代引手数料

【問合わせ先】

公益財団法人ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団事務局

TEL 03-3481-7211

電話受付時間：平日 9 時 30 分～16 時 30 分 (土日祝日休み)

HP <https://www.goldwin-zaidan.or.jp/>

トップページ右上にあります「問い合わせ」フォームから質問内容をご入力・送信ください。